

た。予定では、ここで骨子の合意に達するはずだった。社会党から、五島議員の修正案が提示された。しかし、この修正案の認証に関して、修正案が「定款について所轄庁の認証を受けなければならない」となっていたのに自民党が反発。自民党は、定款だけでなく事業計画書や法人の責任者等の他の書類を審査する「法人認証」を主張して、再び合意が危ぶまれた。12月11日の会合で、このあたりが合意に達せなければ、通常国会への与党の法案提出は危ぶまれることになるだろう。

一方、新進党の法案は、当初与党によって「審議に入らないで廃案」との方向性が取られていたようであるが、与党が出している公職選挙法改正法案などを審議するということと交換で、継続審議となる見込みである。

12月8日には、衆議院本会議で、新進党の河村たかし議員が趣旨説明を行い、自民党の熊代議員が質問を行った。本格的な議論は、来年1月下旬から始まる通常国会に持ち越されるものと思われる。

新進党案の概要

新進党案の概要は以下の通り。

◆法律の目的

地域社会においてその住民が自主的かつ積極的に参加して行う市民公益活動を推進するため、市民公益活動を行う団体に対して法律上の能力を与える手続きを整備するとともに、市民公益活動を支援する等の措置を講じ、もって多様な価値観を有する住民が地域社会の構成員としての自覚と責任に基づいて公益の増進及び地域社会の特色ある発展に貢献する多元的な社会の実現に寄与すること。

◆「市民公益活動」の定義

住民が一定の地域を基盤として行う教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、環境の保全又は国際的 understanding の増進を目的とする活動（これらの活動に関する連絡又は助成を行う活動を含む。）その他の公益を目的とする活動。

◆「市民公益法人」の定義

市民公益活動を行うことを目的とし、かつ営利を目的としない団体であって、次の各号の要件を満たし、この法律により設立された法人。

- ①社員の数が10人以上であること。（※社員とは普通にいう「会員」のこと）
- ②基本基金が50万円以上であること。
- ③社員の過半数が、同一都道府県内に居住していること。
- ④役員^①の3分の2以上が、同一都道府県内に居住していること。
- ⑤主として活動を行う区域が、同一都道府県内にあること。

◆設立の方法

10名以上が発起人となり、創立総会を開催。定款、事業計画等を決定。その後、定款、事業計画書等の申請書を、都道府県知事に提出し、認可を受ける。申請には、役員、社員（会員）の氏名及び住所を添付する。都道府県知事は、定義に反していなければ、設立を3カ月以内に認可しなければならない。認可後、法人は6カ月以内に登記しなければならない。

◆市民公益法人への監督

都道府県知事は、市民公益法人に対して、必要があると認めるときは、その業務若しくは会計の状況に関して報告させたり、立ち入り検査をすることができる。

また、都道府県知事は、市民公益法人が著しく運営の適正さを欠くと認めるときは、業務改善命令を出すことができ、それに従わないときは、業務停止や役員^①の解職を命ずることができる。また、これらの命令に従わず、他の方法によって監督の目的を果たすことができない場合には、認可を取り消す。

◆税制上の優遇措置

11月7日に提出された法案は、法人法であるため、税制改正に関する部分は詳細が載っていない。税制に関する部分は、河村議員によると、「法人税法等の一部を改正する法律案要綱」として、別途提出される予定だという。

その骨子は、市民公益法人への課税は、人格なき社団と同等とし、特定公益増進法人への道を簡易にすることだとされている。

与党案の概要

与党案に関してはまだ未確定な点が多い。その概要（12月1日時点熊代修正案を一部修正）は以下の通りである。ただし、これは与党で合意されたというものではないことを了解いただきたい。

◆立法の形式と法案提出者。

○NPO団体が比較的簡易に法人格を取得できる市民活動促進法案（仮称）を制定する。この法律は民法の特別法とする（民法の改正は行わない）。

○法案は議員立法として提出する。

◆市民活動促進法案（仮称）と税制改正との関係。

○市民活動促進法案（仮称）と税制優遇の法律は同時に提出する。（同一法律とすることも検討）

○法人格付与と税制上の優遇措置の制度上の要件は切り離す。（公益法人は連動）。

◆市民活動促進法案（仮称）の骨格。

<目的>

ボランティア活動等の市民活動についての国、地方公共団体等の責務を明らかにすると共に、市民活動団体に法人格を付与することにより、市民活動の発展を促進する。

<市民活動の定義>

○人権擁護、平和、福祉、教育、環境、スポーツ、国際協力又は市民生活・福祉の向上の事業を行う等社会的利益の実現を追求する活動。

○活動の性格は、非営利性、自主性、社会参加等。

<要件>

○一定数の人的要件。

○選挙活動及び宗教活動の禁止。

<設立>

○定款について都道府県の認証。定款の内容が本法規定に違反していないこと、特定の物の利益を図るものでないこと等を審査したうえで、3月以内に認証を決定。

○一定の登記事項を定め、主たる事務所の所在地において登記。

○従たる事務所を設けたときは、一定の事項を当該都道府県に届け出る。

<情報の開示義務>

○NPO法人は事業報告書、財務諸表等のディスクロージャー義務を負い、都道府県に届け出る。

<所轄庁、及び所轄庁の監督及び行政処分>

○所轄庁は都道府県。

○事業報告等の報告が3年間行われなかった場合には、所轄庁は法人の事業活動が行われていないと看做して、認証の取消を行わなければならない。

○所轄庁は、法人が公益に反する行為を行う等著しい法令違反があった時は認証を取り消すことができる。

○上記に必要な範囲における監督（法令等に違反している疑いのある時の検査を含む。）

<解散命令>

○著しく目的を逸脱した場合等には、都道府県（従たる事務所の所在地の都道府県を含む）、利害関係人等の請求により裁判所は解散を命ずることができる。

○利害関係人から解散請求権があった時の都道府県の調査権。

<役員>

○禁治産者、禁固以上の刑を受け執行未終了者、指定暴力団等は役員から排除

○過半数は日本国籍を有する者。

<都道府県の事務の性格>

○法人格付与に係る都道府県の事務は団体委任事務。

<助成等の規定>

○市民活動促進法（仮称）の中に国及び地方公共団体の援助・助成、情報の周知等の規定を置く。

<残余財産の帰属>

○解散した場合の残余財産は、市民活動法人、民法法人、他は国に帰属する。

◆公益等に関し法令違反に該当すると考えられる具体例について

- 「要件」に関して、
 - ・選挙活動を行った場合
 - ・一定数の人的要件を満たさなくなった場合
 - 「設立」における「特定の者の利益を図るものではないこと」に関し、例えば、
 - ・営利を目的とした活動を行った場合（構成員に対して利益分配を行った場合）
 - ・役員等に不当に高額報酬が支払われた場合
 - ・当該法人と特別の関係にある個人、営利法人等に寄付を行った場合
 - 「役員」に関して、
 - ・指定暴力団が役員となった場合
 - ・同一親族から複数の役員が就任した場合
 - 「情報の開示義務」に関して、
 - ・事業報告書等のディスクロージャー義務を怠った場合
 - ・事業報告書につき所轄庁へ虚偽の内容にて届出を行った場合
- 上記の事由について、所轄庁は、まず当該法人に対し改善命令等を発し、それでも改めないときで、認証の取消以外の方法によっては当該法人の認証から生じている弊害を防止する目的を達することができない場合に限り、認証を取り消すことができるものと考えられる。

◆税制上の措置の基本的考え方。

(1) 市民活動法人（仮称）に対する税制上のあり方。

「市民活動促進法案」(仮称)にもとづいて法人格を取得した市民活動法人（仮称）の所得に対する課税は原則非課税とし、収益事業にかかるもののみ課税対象とするための措置を講じる。（税制上の特典の悪用を防ぐ規定を定める。）

(2) 特定市民活動法人（仮称）に対する税制優遇措置のあり方。

市民活動法人（仮称）のうち、一定の客観的に定められた要件（例えば、3年間に渡って社会的利益のために活動してきた実績、1年間の一定規模以上の事業総額に達したもの、その他）を満た

したものに税制上の優遇措置を講ずる。（都道府県知事の認定）とともに、これらの法人のうち課税当局と協議のうえで特定したものについて、寄付金に関する税制上の優遇措置を講じる。

上記の要件を満たしているかどうかの審査は都道府県知事等が行う。この事務の性格は、機関委任事務とするが、主務官庁の一元化を図る。この特定については、一定期間ごとに更新手続きをとる。

〔資料〕

市民活動推進法（試案）は、シーズ・法案検討委員会において1995年10月16日（改訂第3版）に出されましたが、紙面の都合上、法案のポイントのみを抜粋して掲載します。『市民活動推進法・試案（法人制度）& 討議用資料』をご入用の方は、シーズ、Tel 03-5210-3526 Fax 03-5210-2047へ。定価1000円。

■市民活動推進のポイント

現在、市民活動団体に法人格を与える法律に関する議論が盛んに行われています。その大きな論点は次の3つであるとされています。

（1）対象となる団体

- ①どのような団体と性格づけるか（NGO/NPOといってもその活動分野は、内容は、主務官庁は？）
- ②民法改正か、特別法制定か。また特別法とした場合の民法34条の公益法人との区別
- ③特別法とした場合の、公益性の有無（公益法人等か、特殊な非営利法人か、非営利法人一般か）
- ④特別法とした場合の立法目的（ボランティア支援か、コミュニティ活動振興か、市民団体の発展か）
- ⑤設立の要件（人、モノ、金、その他）また、どの程度の規模の団体を対象とするか

（2）法人のコントロール

- ①監督やコントロールの責任をどこにあるのか（国、地方自治体、団体自身による自治）
- ②設立は、認可主義が準則主義か
- ③活動の管理・コントロールをどう行うか（情報開示、報告、届出、業務是正命令・勧告、調査権など）

- ④解散命令の手続き（行政がどう関与するか）

（3）税制との関係

- ①法人の課税上の地位
公共法人、公益法人等、協同組合等、人格なき社団等、普通法人のどの地位を与えるか
- ②新法人に対する寄付控除税制の設置の有無、手続き
- ③税制の優遇と法人の監督との関係。（優遇を与えれば監督は避けられない）

シーズ・法案検討委員会では、これらの問題を整理し、新しい法人制度を構想するに当たって、まず次の4つの原則（コンセプト）を中心に据えました。

- （1）私的自治の原則
- （2）市民主体・参加の原則
- （3）情報公開の原則
- （4）公平な社会的負担の原則

また、市民団体が人やものや資本などで定義づけられないことから、市民団体をその「活動」が行われていることを証明する、ということで定義づける方法を採用しました。これらの原則と定義づけから、以下の「市民活動推進方」が構成されています。